

在外投票に関する調書（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により在外公館等で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した者		人	備考
2 (1) 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備考
(2) (1)のうち日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
① うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
(氏名) (氏名)			
② うち在外公館の長に返還した者	人		
計		人	
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備考
(氏名) (氏名)			
計			

何年何月何日調製

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名

印

備考

- 1 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「2(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。
- 2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2(1)」欄に記載しなければならない。